

療育手帳のこと

「取る・取らない」を決める前に、二人で見ておく紙です。



療育手帳を取るかどうかを、今日決める必要はありません。

ただ、この先「使えたはずのものを、知らないまま過ぎた」ということは起こります。
名前も、申し込み先も、判定を受ける年齢も、住んでいる市区町村でちがいます。
ここに書けるのは、どこで聞けばいいか、までです。

手帳のことで、引っかかっていること

あてはまるものにだけ印を。全部につける紙ではありません。右は、相談で聞いてみたいものに丸をつけてください。

- ☐ 手帳を取ると、この子に「障害がある」と決めてしまう気がする
- ☐ 一度取ったら、一生ついてまわるのではないかと思う
- ☐ 学校や、将来の仕事のときに知られるのではないかと思う
- ☐ 親戚や近所に知られたくない
- ☐ まだ、そこまでの状態ではないと思っている
- ☐ どこへ申し込むのかを知らない
- ☐ 申し込んでから手元に届くまで、どのくらいかかるか知らない
- ☐ 判定の日に、子どもが何をするのかを知らない
- ☐ 判定の日に、親が何を聞かれるのかを知らない
- ☐ あとで返したり、やめたりできるのかを知らない
- ☐ 手帳がなくても使える支援があるのか、区別がついていない
- ☐ 手帳の話を、まだ二人で一度もしていない
- ☐ どちらかは取りたい、どちらかは取りたくない、で止まっている
- ☐ そもそも、誰に聞けばいいのかわからない

手帳があると、どこで効くか 受けられる内容は、自治体や事業者でちがいます

就学・進学 支援学級・支援学校の相談で、地域によっては**手帳がある前提で話が進みます**。

働くとき 障害者雇用の枠に応募するには手帳が要ります。使うかは、そのとき本人が決めます。

福祉の窓口 行くとたびに、いちから事情を説明し直さずに済みます。

お金の面 交通や施設の割引、税の控除の入口になります。

どれも「いま使うため」ではなく、**必要になった日に間に合っているか**の話です。

この先、どこに聞くか (2つだけ)

1 お住まいの市区町村の、福祉の窓口に電話する

申し込みの受付は自治体でちがい、**市区町村の窓口**のところで、**児童相談所**へ直接予約するところがあります。「療育手帳のことで聞きたい」と伝えれば、どちらへ行けばよいかを教えてください (18歳未満の判定は児童相談所です)。

2 この紙に印をつけたまま、持っていく

印のついた行が、そのまま最初の質問になります。「取れますか」より先に「**うちの場合はどうなりますか**」と聞けると、その場でわかるが増えます。

この紙は検査でも診断でもありません。ご相談のときに「どこから話すか」を決めるための材料です。

このシリーズは、1枚ずつ増えていきます。

いま起きていること —— 朝の支度／食事／お風呂から寝るまで／おでかけ・買い物／園・学校／ときどき起きること

この先の見通し —— 療育手帳／特別支援学級・特別支援学校／進路と仕事／頼れる先の地図／大人になってからの暮らしとお金